

議第50号

地方独立行政法人京都市産業技術研究所の重要な財産を定める条例の制定について

地方独立行政法人京都市産業技術研究所の重要な財産を定める条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

地方独立行政法人京都市産業技術研究所の重要な財産を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所が地方独立行政法人法（以下「法」という。）第6条第4項の規定に基づき処分しなければならない場合及び法第44条第1項の規定に基づき譲渡し、又は担保に供しようとする場合の重要な財産を定めるものとする。

(法第6条第4項に規定する条例で定める重要な財産)

第2条 法第6条第4項に規定する条例で定める重要な財産は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所が保有する財産で、法第42条の2第1項又は第2項の規定による認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、当該申請の日におけるその額）が1件につき500,000円以上であるもの（その性質上同条の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他市長が定める財産とする。

(法第44条第1項に規定する条例で定める重要な財産)

第3条 法第44条第1項に規定する条例で定める重要な財産は、次に掲げる財産で、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡する場合又は担保に供する場合にあっては、その適正な見積価額）の金額が

1 件につき80,000,000円以上であるものとする。

- (1) 土地（信託の場合を除き，その面積が1 件10,000平方メートル以上のものに限る。）
- (2) 土地以外の不動産
- (3) 動産
- (4) 不動産の信託の受益権

附 則

この条例は，平成26年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地方独立行政法人京都市産業技術研究所が地方独立行政法人法の規定に基づき処分しなければならない場合及び譲渡し，又は担保に供しようとする場合の重要な財産を定める必要があるので提案する。